

電気小売経過措置料金に係る 原価算定期間終了後の事後評価 ～STEP 3 以降の基準～

第12回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年3月25日（金）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

電気小売経過措置料金の審査基準への対応について

- 委員等の御意見を踏まえ、審査基準のSTEP 2 以降を修正し、今後の事後評価の基準とする。

(参考) 第 1 1 回料金制度専門会合における委員の御意見

- STEP 3 に関する議論にはすごい違和感がある。例えば規制部門で1兆円の黒字が出ており、自由化部門で2年間あわせて1兆円の赤字が出ていることがあったとして、企業としては大きな黒字は発生していないので、配当もできない、内部留保を増やすこともない、それでSTEP 3 で必要以上の内部留保や配当や需要家利益阻害もない、それで変更命令にいかないと言っているように見える。これでは何のために、STEP 2 があるのかわからない。
- STEP 3 自体が変だというわけではなく、STEP 2 の B (規制部門の超過利潤累積額による基準) と C (自由化部門の収支による基準) はかなり性質が違う。B は、累積黒字がすごい額になっていることがあったとすると価格が高すぎるのではないかという疑いを直接示唆するようなものであるのに対して、C は自由化部門が大赤字になっているにもかかわらず、企業が存続できているということは規制部門にしわ寄せしているのではないかという間接的なもの。
- B で大黒字、C で大赤字で、だから配当できないというときに、規制料金は適正ですと言ってもいいのか。C のみでひっかかったときに慎重にみます、というステップとして捉えるのであれば合理的だと思うが、そうでなければロジック的に相当変ではないか。

(参考) 第 1 1 回料金制度専門会合におけるオブザーバーの御意見

- 松村委員のSTEP 3 以降についての御発言の趣旨については理解するところ。小売電気事業者としては、STEP 3 以降は事業者としての説明する場としては重要なSTEPだと考えており、事業者の状況をしっかりと御説明させていただき、その上で御判断していただくものと考えている。

料金変更認可申請命令に係る審査基準（１）

- 電気小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④に基づく基準に沿って確認を行うこととされている。

※赤字が前回からの修正部分

STEP

実施内容

補足

STEP 1 電気事業利益率 による基準

- ①個社の規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値及び②みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を確認

⇒ ①が②を上回ったらSTEP2へ

STEP 2 超過利潤累積額 又は自由化部門の 収支による基準

- ③前回料金改定以降の超過利潤の累積額、④事業報酬額（一定水準額）及び⑤自由化部門の収支を確認

⇒ ③が④を上回ったらSTEP4へ、
又は⑤が直近2年連続で赤字となったらSTEP3へ

【STEP1～5 関連】

- 原価算定期間中の事業者及び原価算定期間終了後に各STEP時点において料金改定を表明している事業者は事後評価の対象外

料金変更認可申請命令に係る審査基準（２）

- STEP 3 以降の基準は以下のとおり。

STEP

実施内容

補足

STEP 3 行政による評価

- 内部留保（利益剰余金など）及び株主配当の推移を確認
⇒ 必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ

【STEP3関連】

- ・ 事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し（翌1年分）等を評価）を併せて行政が評価

STEP 4 報告徴収及び 事業者による説明 の実施

- 必要に応じて、電気事業法の規定に基づく報告徴収及び事業者による説明を実施
⇒ 事業者からの報告徴収に対する回答及び事業者による説明を受けSTEP5へ

【STEP4関連】

- ・ 事業者による説明は、現行の経過措置料金の水準維持の妥当性を求める

STEP 5 発動要否の検討 ↓ 料金変更認可 申請命令の発動

- STEP4までに得られた情報を勘案して、特定旧法第23条第1項の要件に該当するか確認
⇒ 当該命令の発動が必要と判断されたら、相当の期限を定め、料金変更認可申請命令を発動

【STEP5関連】

- 特定旧法第23条第1項の要件
- ・ 料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるとき